

**平成29年度第2回
八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録（要旨）**

日時 平成29年11月22日（水）
午前9時30分～午前10時32分
場所 市役所3階 第2応接室

出席者

委員 渋谷会長 坂本副会長 石原委員 豊田委員 山口委員
事務局 會田総務部長 荒浪総務部副部長 高橋主幹 仙場主事

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

(1) 八潮市個人情報保護条例の見直しについて

事務局より八潮市個人情報保護条例の見直しに関する答申案の説明

質疑応答

① 目的規定について

委員 行政機関個人情報保護法では個人情報の有用性についても新しく目的規定に追加しているが、本市において目的規定を改正する場合には、どのように考えているのか。

事務局 本市において目的規定を改正する場合には法律を参考にしつつ、地域性を考慮した規定とすることになるのではないかと考える。

委員 目的規定の見直しについては、「非識別加工情報に係る制度の導入に際し、改めて検討を行う」となっているが、漠然としているので、時間的概念を入れた方が良いのではないか。

事務局 ご指摘のあった点については「非識別加工情報に係る制度の導入の検討と併わせ、適宜検討を行う」との文言に修正する。

② 「個人情報」の定義の明確化について

特に質疑なし。

③ 要配慮個人情報の新設について

委員 個人情報ファイル簿においても、要配慮個人情報の有無を記載することが

望ましいとあるが、要配慮個人情報に記載された文書が明らかになることから、当該文書の保管についてはさらに厳密な管理をした方が良いのではないか。

事務局 マイナンバーの記載された文書と同等に、施錠されたキャビネットに保管する等、管理を徹底する。

委員 要配慮個人情報が含まれた文書の保存期限はどのようになるのか

事務局 通常の文書と同じように、文書取扱規程に基づき1年・3年・5年・10年・永年等といった保存年限でそれぞれ保管していくことになる。

委員 次年度以降の保管についてもしっかりとやっていただきたい。

事務局 次年度以降の保管についても文書取扱規程やファイリングの実地指導等を通して徹底していきたい。

委員 最終的には破棄されることになると思うが、それについても徹底をお願いしたい。

事務局 市では毎年度公文書の廃棄について溶解処分を行っているが、要配慮個人情報が含まれた文書についても同様に廃棄を徹底する。

④ 非識別加工情報に係る制度の導入について

委員 これまでに八潮市にこのような申し入れはあったのか。

事務局 学校の健康診断結果についての問合せがあったが、その時には当該情報の提供には保護者の同意が必要であることを説明し、情報提供には至らなかった。

委員 あまり急がず、他の自治体等の活用状況をみたうえで検討した方が良い。

委員 非識別加工情報は確かに有用なものであるが、個々の問題をみると慎重にならざるを得ないのではないか。

事務局 非識別加工情報の有用性については認識している。引き続き国や県、その他の地方公共団体の動向を参考にし、適宜検討を継続していきたい。

⑤ 小規模事業者の取扱いについて

特に質疑なし。

(暫時休憩)

審議会の意見を踏まえ、答申書を完成させる。

(暫時休憩後)

八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会を代表して渋谷会長から大山市長へ答申行い、当該答申を受け大山市長があいさつを行う。

4 その他

事務局から条例改正のスケジュール等について説明を行う。

5 閉会